

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和6年(2024年)2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改める。

第2条第1号中「1,072,400円」を「1,097,100円」に改め、同条第2号中「881,100円」を「892,600円」に改め、同条第3号中「758,100円」を「759,600円」に改める。

附則第2項中「令和6年8月31日」を「令和7年4月18日」に、「1,072,400円」を「1,097,100円」に、「881,100円」を「892,600円」に、「758,100円」を「759,600円」に改める。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「758,100円」を「759,600円」に改める。

附則第2項中「令和6年8月31日」を「令和7年4月18日」に、「758,100円」を「759,600円」に改める。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「758,100円」を「759,600円」に改める。

附則第2項中「令和6年8月31日」を「令和7年4月18日」に、「758,100円」を「759,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給料)</p> <p>第2条 職員の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>1,072,400円</u></p> <p>(2) 副市長 <u>881,100円</u></p> <p>(3) 教育長 <u>758,100円</u></p> <p>附 則</p> <p>(職員の給料月額の特例)</p> <p>2 令和3年11月1日から<u>令和6年8月31日</u>までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「<u>1,072,400円</u>」とあるのは「965,100円」と、同条第2号中「<u>881,100円</u>」とあるのは「819,400円」と、同条第3号中「<u>758,100円</u>」とあるのは「720,100円」とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 職員の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 <u>1,097,100円</u></p> <p>(2) 副市長 <u>892,600円</u></p> <p>(3) 教育長 <u>759,600円</u></p> <p>附 則</p> <p>(職員の給料月額の特例)</p> <p>2 令和3年11月1日から<u>令和7年4月18日</u>までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「<u>1,097,100円</u>」とあるのは「965,100円」と、同条第2号中「<u>892,600円</u>」とあるのは「819,400円」と、同条第3号中「<u>759,600円</u>」とあるのは「720,100円」とする。</p>

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料月額は、<u>758,100円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、令和3年11月1日から<u>令和6年8月31日</u>までの間に限り、同条中「<u>758,100円</u>」とあるのは「720,100円」とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料月額は、<u>759,600円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、令和3年11月1日から<u>令和7年4月18日</u>までの間に限り、同条中「<u>759,600円</u>」とあるのは「720,100円」とする。</p>

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料月額は、<u>758,100円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、令和3年11月1日から<u>令和6年8月31日</u>までの間に限り、同条中「<u>758,100円</u>」とあるのは「720,100円」とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料月額は、<u>759,600円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、令和3年11月1日から<u>令和7年4月18日</u>までの間に限り、同条中「<u>759,600円</u>」とあるのは「720,100円」とする。</p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の改正概要

宝塚市特別職報酬等審議会の答申内容について

(1) 答申の要旨

市長の給料の額は現行から2.3%、副市長の給料の額は1.3%、教育長の給料の額は0.2%の増額を行い、次の額が適当である。改正時期については、令和6年4月1日付の改定が適当である。

(2) 改定後の給料月額及び減額措置の実施内容並びに期間

- ・市長 1,097,100円 (現行比 +2.3%)
(現行 1,072,400円)
【減額措置後】 965,100円
- ・副市長 892,600円 (現行比 +1.3%)
(現行 881,100円)
【減額措置後】 819,400円
- ・教育長 759,600円 (現行比 +0.2%)
(現行 758,100円)
【減額措置後】 720,100円
- ・上下水道事業管理者及び病院事業管理者 教育長と同じ

※減額措置後の額は据え置きとし、減額措置の実施期間を令和6年8月31日から令和7年4月18日まで延長する。

(3) 施行日

令和6年4月1日

宝塚市特別職報酬等審議会答申書

令和5年（2023年）12月26日

宝塚市特別職報酬等審議会

令和5年（2023年）12月26日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市特別職報酬等審議会
会長 林 宏昭

宝塚市特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和5年（2023年）6月13日付宝塚市諮問第12号で諮問のあった標記のことについて審議を重ねた結果、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

令和5年（2023年）6月13日、宝塚市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の改定に関し、その「適正な額」及び「実施時期」について市長から諮問を受けた。

平成20年度以降、3年ごとに審議会は開催され、特別職の報酬等の見直しを行ってきっており、今回は令和2年度以来の開催となった。

本審議会は、各委員の持つ専門的な知見や市民としての立場から意見交換を行いながら、慎重に審議を重ね、その結果について合意を得たので、答申としてとりまとめることとした。

については、答申本文のみならず、結論に至る議論の経過を示す議事録も十分斟酌され、今後の行政運営に生かされるよう要望する。

2 審議の内容

（1）基本的な考え方

特別職の報酬等を審議するに当たり、現在及び今後の宝塚市の財政状況や近年の社会経済情勢の変化、他の地方公共団体との比較を様々な指標を用いて検証し、また、単に特別職の報酬等の額が高いか低いかだけでなく、そもそも特別職の責任や仕事量に見合った報酬とは何かについても議論を行った。

（2）審議会で考慮した指標等

ア 宝塚市の財政状況

令和3年度決算では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標

(実質公債費比率及び将来負担比率)については、宝塚市はいずれの指標においても法に定める基準以内の水準であり、現時点では概ね健全と評価できる状態を維持している。

ただし、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は92.1%で、一般財源のほとんどが経常的な経費に費やされているため、使途の自由度がなくなっており、財政構造が硬直化していることを示している。

また、今後市財政に大きく影響する事項として、新ごみ処理施設の建設、病院事業会計への支援のための財政支出及び土地開発公社の経営健全化が挙げられる。

イ 社会経済情勢の変化

前回答申からの社会経済情勢の変化を示す指標として、①消費者物価指数、②賃金指数、③宝塚市の一般職の職員の給与改定率について検討した。

① 消費者物価指数は、兵庫県の指数を参考とし、平成27年を100とした場合、前回答申の令和2年は102.5であった。令和2年を100とした場合、令和3年は99.3、令和4年は101.3であった。消費者物価指数は、国際情勢の変化や円安の進行を背景に令和4年後半から上昇が顕著であり、令和5年4月以降は同じく令和2年を100とした場合、105を上回っている。

② 賃金指数は、全国及び兵庫県の名目賃金指数と実質賃金指数を検討した。なお、全国は令和4年までの数値が公表されているが、兵庫県は令和3年が最新の数値となっている。

名目賃金指数については、令和2年を100とした場合、令和3年は全国が100.5で兵庫県が102.0であり上昇傾向にある。令和4年の全国の数値は101.9であり前年比でさらに上昇した。

実質賃金指数については、令和2年を100とした場合、全国は令和3年は100.8、令和4年は99.2となったが、兵庫県は令和3年は102.7となっている。

③ 宝塚市の一般職の職員の給与改定率については、国の一般職の職員の給与改定に準じて、令和2年度及び令和3年度は改定がなかったが、令和4年度は増額改定となっている。

ウ 他の地方公共団体の特別職の年収額

阪神間各市及び類似団体と特別職の年収ベースでの比較を行った。

まず、宝塚市と阪神間各市との特別職ごとの平均年収額を比較したところ、宝塚市がいずれの特別職についても阪神間各市の平均年収額を下回っており、阪神間各市の平均年収額と凡そ同額とするためには、特別職により率は異なるが、報酬等

の月額を3.2%～6.9%増額する必要がある。

次に、類似団体との比較では宝塚市がいずれの特別職についても類似団体の平均年収額を上回っており、類似団体の平均年収額と凡そ同額とするためには、特別職により率は異なるが、報酬等の月額を0.8%～13.2%減額する必要がある。

エ 特別職と部長級職員との年収額の比率

類似団体及び阪神間各市の特別職と一般職の最高役職である部長級職員との年収額の比率を比較した。宝塚市、類似団体及び阪神間各市において、部長級職員の年収額に対する特別職の比率は下表のとおりであった。

	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
宝塚市	1.78	1.46	1.26	1.16	1.05	0.96
類似団体	1.77	1.46	1.29	1.05	0.94	0.87
阪神間各市	1.82	1.48	1.26	1.21	1.08	0.98

3 審議の結果

以上特別職の報酬等の決定に際し、考慮すべきと考えられる各要因について検討し、これらについて、総合的に審議を行った結果、次の結論に達した。

(1) 結論

議会議員（議長及び副議長を含む。）の報酬及び市長の給料の額は現行から2.3%、副市長の給料の額は1.3%、教育長の給料の額は0.2%の増額を行い、次の額が適当である。改定時期については、令和6年4月1日付の改定が適当である。

市長	給料月額	1,097,100円
副市長	給料月額	892,600円
教育長	給料月額	759,600円
議長	報酬月額	718,600円
副議長	報酬月額	645,600円
議員	報酬月額	592,700円

(2) 結論に至った経緯

上記2(2)の指標等を検討した結果、現在及び今後の更なる物価高騰及び賃金上昇の状況を重視すべきとの意見や特別職の職に見合った報酬にすべきとの意見を踏まえ、特別職の報酬等については一定の増額改定を行うべきとの結論に至った。

改定率を審議するに当たっては、一般職の最高役職である部長級の職員の平均年収に対する各特別職の年収比率を阪神間平均に合わせることを基本とした。宝塚市

の各特別職の比率を阪神間平均に合わせるためには、報酬等の月額を0.2%～3.9%増額する必要があるが、まず市長の給料の月額については、年収比率を阪神間平均に合わせるため2.3%、市長と同じく選挙により直接住民から選ばれる議長、副議長及び議員の報酬の月額については、市長と同じ2.3%、選挙ではなく市長が議会の同意を得て任命する副市長及び教育長の給料の月額については、年収比率を阪神間平均に合わせるため、副市長は1.3%、教育長は0.2%いずれも増額するべきとの結論に至った。

審議会では、特別職の報酬等の額を決定するに当たり、財政状況のみをもって決定するのではなく、仕事に見合った報酬である必要があり、また、行財政経営基盤強化のような特殊な事情の報酬等への反映については、令和3年11月から実施している市長等の給料の減額に見られるように、その時々状況に合わせて特別職が自主的に判断すべきであるとの意見があった。

今後も概ね3年ごとを目安に本審議会を開催するとともに、特別職の報酬等については、引き続き他市の事例も参考に、様々な指標を多角的に検討することにより、市民の理解と納得が得られる審議を実施するべきである。

最後に、本審議会では議会議員の月額報酬並びに市長、副市長及び教育長の月額給料の額について検討したが、期末手当の支給月数については、今後も毎年的人事院勧告の要旨を踏まえ決定される国家公務員の特別職に適用される期末手当の月数に準じて改定することが望ましいことを申し添える。

宝塚市特別職報酬等審議会開催状況

開催回	開催日	内容
第1回	令和5年6月13日	委員委嘱、会長選出、諮問、審議会傍聴要領の採決、参考資料等の説明・検討、質疑応答
第2回	令和5年7月25日	資料の検討、特別職の報酬額等の審議
第3回	令和5年8月24日	特別職の報酬額等の審議、答申内容についての検討、答申に盛り込むべき内容についての検討
第4回	令和5年10月10日	特別職の報酬額等の審議、答申案についての検討、採決

宝塚市特別職報酬等審議会委員

役職	氏名	所属	構成
会長	林 宏昭	関西大学経済学部教授	知識経験者
会長職務 代理者	岩本 安昭	弁護士法人興和法律事務所 (弁護士)	
委員	小塩 英樹	近畿税理士会西宮支部 (税理士)	
委員	岡 朋子	宝塚商工会議所	市内の公共的 団体等の代表 者
委員	神谷 宏	宝塚市自治会ネットワーク会議	
委員	岡本 哲治	連合兵庫東部地域協議会	
委員	庄野 達也	公募による市民	
委員	喜多岡 典子		